

地籍調査が始まります

平成18年度地籍調査が始まります。

この調査はみなさんのご協力のもといなべ市が実施するものです。地籍調査とはどのようなものか、どのようなことに役立つのか次の項目でご説明します。

地籍調査とは

「地籍調査」とは国土調査法に基づき、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を正確に調査し、測量するものです。

現在登記所に備え付けられている地図の約半数については、いまだに明治時代の地租改正時に作られた地図（公図）などを基にしたもので、現状と必ずしも一致するものではありません。

「地籍調査」の結果は、登記所に送付され、それを基に登記所で土地登記簿、地図を更新します。

地籍調査の成果は、個人の土地取引から公的機関による地域の整備まで、土地に関するあらゆる行為のための基礎データとなるものです。

地籍調査はこんなことに役立ちます

- ・ 公共事業の円滑化
- ・ 災害の復旧
- ・ 土地取引の円滑化
- ・ まちづくり
- ・ 土地にかかるトラブルの未然防止
- ・ 課税の適正化

地籍調査の実施状況

現在、いなべ市内で地籍調査を実施する(している)場所は藤原町古田地内、北勢町阿下喜地内、北勢町鼓地内です。

平成18年3月末現在

実施場所	対象面積(㎡)
藤原町古田地内	6
北勢町阿下喜地内	8
北勢町鼓地内	37

地籍調査の進め方

1 準備

事業計画の策定、関係機関との連絡調整、住民への説明会などを行い、地籍調査を始める体制を作ります。

2 一筆地調査

一筆ごとの土地について、公図等の資料による調査後、関係者立ち合いのもとに、所有者、地番、地目、境界の調査を実施します。

3 地籍測量

図根点（基準点）を設置し、段階を踏んで測量を行い、各筆ごとの面積を測定します。これにより各筆の位置が地球上の座標値で表示されることとなります。

4 成果の検査・承認

一筆地調査、地籍測量により作成した地籍簿と地籍図の案は、閲覧された上で、都道府県知事の認証および国の承認を受けます。